



すべての人が安心して暮らせるために ～生活保護制度・生活困窮者自立支援制度について～

日本国憲法第 25 条では、「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とうたわれており、それらの実現のための制度として、「生活保護制度」があります。

平成 20 年のリーマンショック以降、失業等により生活保護に至る世帯を含む「その他世帯」が急増するとともに、就労による経済的自立が容易でない高齢者等が増加しました。

その後、生活保護法の改正や生活困窮者自立支援法の施行等により、生活保護受給者数の近年の動向は、平成 27 年 3 月の約 217 万人をピークに減少に転じ、令和 2 年 4 月には約 207 万人となっています。

一方、高齢者世帯（65 歳以上の者のみで構成されている世帯もしくは、これらに 18 歳未満の者が加わった世帯）は増加傾向にあり、その要因は、社会全体の高齢化の進展と単身高齢世帯の増加が背景となっていると考えられています。

●生活保護制度について

生活保護制度とは、資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する人に対し、国が困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。

生活保護の認定については、要保護者（生活困窮者）の申請に基づいて、厚生労働大臣の定める基準や年齢・健康状態等の様々な事情を考慮して決定されます。

市では、自立支援相談員を配置し、自立支援プログラム（就労支援・退院支援・多重債務解消支援

等）を作成し、個々の実情に即した適切な自立支援を行っています。

●生活困窮者自立支援制度について

最後のセーフティネットである生活保護制度及び生活保護に至る前の段階での自立を支援する生活困窮者自立支援制度により、生活に困窮する人に対して、重層的なセーフティネットを構成しています。

市では、就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等を行う「自立相談支援事業」の実施、休業等に伴う収入の減少により家賃の支払いに困り、住居を失うおそれが生じている人に対する家賃相当の「住居確保給付金」の支給、家計の状況を「見える化」し、利用者の家計の改善の意欲を高めるための相談支援、貸付のあっせん等を行う「家計改善支援事業」を実施しています。

●ご相談ください

市では、すべての人が安心して暮らせるために、生活に困窮する人の相談等に応じています。相談や申請の秘密は守られ、必要に応じて各種制度等の案内もしています。ひとりで悩まず、まずご相談ください。

問い合わせ

○生活保護制度について
社会福祉課福祉係

☎ 2 2 - 2 2 7 6

○生活困窮者自立支援制度について
竹原市社会福祉協議会

☎ 2 2 - 5 1 3 1



住宅の耐震診断・耐震改修・土砂災害対策改修費用の補助

災害による被害を少なくするため、耐震診断・耐震改修・土砂災害対策改修費用の一部を補助します。

補助制度	補助対象	補助金額
耐震診断補助	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された 2 階建て以下の戸建て住宅・併用住宅・長屋・共同住宅（木造に限る）	耐震診断費の 3 分の 2 （上限 6 万円）
耐震改修補助	竹原市木造住宅耐震診断補助事業による耐震診断を受け、倒壊する可能性有と診断された住宅	耐震改修工事費の 80% （上限 60 万円）
土砂災害対策改修補助	土砂災害特別警戒区域内の住宅等を、土砂災害に対する構造基準に適合させる改修工事	工事費の 23% （上限 75 万 9 千円）

問い合わせ 都市整備課住宅建築係 ☎ 2 2 - 7 7 4 9